

## 定期報告の対象建築物・建築設備等（平成 28 年 6 月 1 日以降）

### 特定建築物

	用途	対象用途の位置・規模（いずれかに該当するもの）
(1)	劇場、映画館、演芸場	当該用途が 3 階以上の階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超） 当該用途の床面積（客席部分）が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの 主階が 1 階にないもの 当該用途が地階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超）
(2)	観覧場（屋外觀覧場は除く）、 公会堂、集会場	当該用途が 3 階以上の階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超） 当該用途の床面積（客席部分）が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの 当該用途が地階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超）
(3)	病院、診療所 1、旅館、 ホテル、共同住宅 2、 寄宿舎 3、 就寝用途の児童福祉施設等  助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの 4、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所 5	当該用途が 3 階以上の階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超） 2 階にある当該用途の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 当該用途が地階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超）  1 2 階以上の部分に患者の収容施設があるものに限る。 2 サービス付き高齢者向け住宅に限る。 3 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。 4 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。 5 自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。
(4) 6	体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場	当該用途が 3 階以上の階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超） 当該用途の床面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上のもの  6 学校に附属するものを除く。
(5)	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、 飲食店、物品販売業を営む店舗	当該用途が 3 階以上の階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超） 2 階にある当該用途の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの 当該用途の床面積が 3000 m <sup>2</sup> 以上のもの 当該用途が地階にあるもの（100 m <sup>2</sup> 超）
【共通】 該当する用途部分の床面積が 100 m <sup>2</sup> 以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外です。		

本紙に記載された事項は神奈川県が所管する市町村域について適用されるものです。

## 定期報告の対象建築物・建築設備等（平成 28 年 6 月 1 日以降）

### 特定建築設備等

種別	対象
建築設備	<p><u>排煙設備（排煙機を設けたものに限る）</u>  <u>非常用の照明装置（予備電源内蔵型を除く）</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いずれも定期報告対象建築物に設けられたものに限ります。</p>
防火設備	<p>定期報告対象建築物に設けられた<u>随時閉鎖式の防火設備</u>  <u>以下に掲げる用途のうち、床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の建築物に設けられた随時閉鎖式の防火設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）</li> <li>・ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）</li> <li>・ 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）</li> <li>・ 就寝用途の児童福祉施設等</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーは対象外です。</p>
昇降機	<p>エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。  労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 6 号に規定するエレベーターを除く。</p>
工作物	<p>観光用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設</p>

### 定期報告の時期 原則として毎年の報告です。

報告対象	分類、備考	報告時期
建築物	初回の報告	対象となった日から概ね 1 年後の県が指定する月
建築設備	2 回目以降の報告	前回報告の 1 年後の同じ月 1
防火設備 ( 新設 )	初回の報告	平成 30 年 6 月 1 日以降、建築物(設備)の報告と同じ月 2
( 新設 )	2 回目以降の報告	前回報告の 1 年後の同じ月
昇降機 工作物	全て	検査済証の交付を受けた日の属する月

1 平成 28 年 6 月 1 日以降の報告で、建築物の維持保全が適切に行われているもの（既存不適格を除く要是正の指摘がないもの）については、次回の建築物の定期報告は 2 年以内で県が指定する月となります。ただし、建築設備は毎年の報告です。

2 新たな資格者制度が創設されたことに配慮し、初回の報告を平成 30 年 6 月 1 日以降に報告していただくこととしています。

【共通】調査日・検査日から 3 ヶ月以内に報告してください。その際、要是正の項目はできる限り是正した上で、報告してください。

本紙に記載された事項は神奈川県が所管する市町村域について適用されるものです。